

議題、会議結果、会議の経過及び資料名

【議題】

- (1) 令和5年度社地域小中一貫校開校準備委員会について
- (2) 社地域小中一貫校建設工事の進捗状況について
- (3) 通学方法の変更について

【会議結果】

議題(1)～(3)について資料に基づき、協議しました。

【会議の経過】

1 開会

教育長あいさつ

(委員長)

皆さんこんばんは。

昼間のお仕事でお疲れのところ、また、農繁期ということで、非常に忙しい時期での開催となりましたが、第14回の社地域小中一貫校開校準備委員会にお集まりをいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本年初めての委員会になりますが、委員さんが8名、交代されています。

後程自己紹介もございますが、本年はこのメンバーで委員会を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題でございますが、社地域小中一貫校の建設工事の進捗状況についてと、通学方法の変更についてということで、通学バスを利用できるのは学校から地区公民館まで半径3km以上というしぼりがございましたが、それらを変更したらどうかという提案でございます。

限られた時間ではございますが、慎重にご審議をいただき、妥当な結論をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2 委員紹介

《委員・事務局自己紹介》

3 議題

- (1) 令和5年度社地域小中一貫校開校準備委員会について

(委員長)

それでは、議事でございます。本年度から新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、令和5年度の社地域小中一貫校開校準備委員会の組織について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本年度からご就任いただきました委員もいらっしゃいますので、開校準備委員会の組織についてご説明させていただきます。昨年度から継続して、参画をいただいた委員の皆様におかれましては、繰り返しになりますが、改めてご確認ください。

資料2 加東市社地域小中一貫校開校準備委員会設置要綱をご覧ください。

この設置要綱に沿って組織について説明させていただきます。

時間の関係上、何点かに絞ってご説明をさせていただきます。

まず第1条ですが、加東市社地域小中一貫校の開校にあたり、地域保護者及び学校関係者並びに教育委員会が連携して、子どもたちのためのより良い教育環境を創出し、地域の実態に即した小中一貫校となるよう協議するため、加東市社地域小中一貫校開校準備委員会を設置するとあります。

本委員会は学校だけではなく、地域、保護者を含めて、地域全体で子どもたちを育てていく、地域とともにある学校づくりを目指して組織を設置しています。

続いて第2条ですが、委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告するものとするとしてあります。

本委員会で検討する事項は、小中一貫校の施設整備に関する事、小中一貫校の学校運営に関する事です。

それらの協議の結果を最終的に教育長に報告することになります。

また、裏面になりますが、第8条をご覧ください。

委員長は必要に応じて委員会に諮り、専門委員会を置くことができるとありますが、本委員会では、先ほどの2点の検討事項に関して協議いただくための二つの専門委員会を置いています。

一つは施設整備に関する協議をする施設整備委員会。もう一つは、学校運営に関する協議をする学校運営委員会です。

開校準備委員会の委員の皆様には、どちらかの専門委員会に所属していただいております。

資料1の名簿の氏名の横に所属している委員会名を記載しています。

今年度から就任いただいている委員さんについては、前任の方の引き継ぎとなりますので前任の方が所属していた委員会の方に継続して所属いただきます。

施設整備委員会は、小中一貫教育、小学校と中学校の先生が一緒になって子どもたちを育てていく、また、地域の方々も含めて一緒になって子どもたちを育てていくために、どんな学校があったらいいのか、どんな施設があったらいいのかというのを、話し合いをしていただく委員会です。

これまで、令和元年度には、設計を進めるにあたってのコンセプト、施設設計の方針を協議いただきました。

また、令和2年度には、施設全体の配置についてご協議いただき、基本設計が完成し、令和4年度からは社地域小中一貫校建設工事に着手しています。

もう一つの委員会ですが、学校運営委員会、こちらは主に子どもたちの生活に関わるような具体的な対応について話し合う委員会です。

これまでスクールバスの運行方針や、運行ルート、徒歩の通学路や愛称、校歌、校章について協議していただきました。

今年度は、東条地域でのスクールバス通学範囲の見直しに伴い、社地域のスクールバス通学方法についても再度協議いただきたいと考えております。

第8条第5号に、専門委員会の代表は、前項の協議の結果を委員会に報告するとあります。

この二つの専門委員会で協議いただいた内容は、最終的には、開校準備委員会に報告していただき、最終の協議を行い、総意をまとめて教育長に報告するという流れになります。

それでは設置要綱の表面にお戻りください。

第4条ですが、委員会の委員の任期は、小中一貫校の開校の日までとする。

ただし、任期の途中の交代も可とするとしています。

当委員会では、協議内容は、開校まで継続して積み重ねて協議していただくような内容が多くあることから、委員の皆様にも、できれば継続して、小中一貫校開校

の日まで一緒に積み上げていただきたいと思いますと考えております。

ただ、それぞれの団体のご事情がある場合もございますので、やむを得ない場合は、任期の途中の交代も可能とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、開校準備委員会の組織についての説明とさせていただきます。

(委員長)

ただいま事務局から、令和5年度の開校準備委員会の組織について説明がございました。

これらについて、質問などございませんでしょうか。

この度、新しく就任された委員さん方もご質問はよろしいでしょうか。

[質疑なし]

(委員長)

それでは質問等ないようでございますので、この議事については以上とさせていただきます。

(2) 社地域小中一貫校建設工事の進捗状況について

(委員長)

続いて、社地域小中一貫校建設工事の進捗状況について、事務局から報告していただきます。

(事務局)

資料3をご覧ください。

社地域小中一貫校整備事業についてご報告いたします。

1番目、社地域小中一貫校建設工事の進捗状況についてです。

令和4年7月から社中学校敷地内におきまして工事をしております。社地域小中一貫校建設工事も約10ヵ月が経過しておりますが、4月末時点の工事出来高は22%となっております。

これまで、新しい体育館と小学生のための校舎となる増築校舎棟、中学生と小学生が交流するための交流棟、これらの基礎工事が完了し、それぞれ1階部分の工事に着手しております。

1ページ目下の写真は、4月末時点で北側上空から社中学校敷地全体を撮影したのものになります。

続いて2ページ目をご覧ください。

上の写真は、新しい体育館棟の工事中の写真となっており、5月22日に撮影したものです。1階の床部分のコンクリートが終わり、1階の柱や壁の鉄筋を組み立てているところでございます。

下の写真は増築校舎棟の1階の床の鉄筋を組み立てている状況でございます。

工事の状況は以上になりますが、一つ報告がございます。

前回の開校準備委員会でもご説明いたしましたが、社中学校の旧プール跡地から、一部汚染土が発生いたしました。こちらの汚染土については、4月中旬に処分がすべて完了しましたことをご報告いたします。

続いて3ページ目をご覧ください。

2番目、社地域小中一貫校建設工事の工期延長についてご報告いたします。

社地域小中一貫校建設工事において、令和5年3月に土壤汚染対策工事の追加を行い、変更契約を行いました。この追加工事により、当初の予定の工程から約4ヵ月の遅れが生じております。工程の調整を行いましたが、4ヵ月の工期短縮は困難

であると判断し、社地域小中一貫校建設工事の工期を令和6年3月末の完了から令和6年7月末まで延長といたします。

この延長に伴い変更となる点が2点ございます。

一点目、現在建設している増築部分の工事が完了した後、令和6年度に既存校舎の長寿命化改修工事を行う予定ですが、その工事期間は中学生が一時的に新校舎で学校生活を送ることになっています。中学生の新校舎への引っ越しは令和6年3月の春休みの予定でしたが、令和6年7月末の夏休みの引っ越しとします。

二点目、新体育館ですが、こちらについては工事中に新体育館の建設が終わりまでするので、使用開始時期を令和5年9月から使用できるとしておりましたが、こちらでも令和5年12月に変更いたします。

現在、建設している増築部分の建物の工事が終わった後、令和6年度に、今の中学校校舎、こちらの中学校校舎の長寿命化改修工事を行う予定です。こちらの工事中の間に、中学生の一時的に新校舎で学校生活を送ることになっています。

工事のスケジュールに変更が生じますが、令和7年4月に社地域小中一貫校を開校するというところに向けて事業を進めております。

開校までのスケジュールにつきましては、4ページ目、A3の資料になりますが、こちらに簡単なスケジュールの表を付けております。またこちらは後程、ご参考までにご覧ください。

社地域小中一貫校の整備事業について、ご報告は以上となります。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、社地域小中一貫校建設工事の進捗状況についての説明がございました。

質問等はございますか。

[質疑なし]

(委員長)

それでは意見等がないようでございますので、社地域小中一貫校建設工事の進捗状況については以上とさせていただきます。

(3) 通学方法の変更について

(委員長)

議事の3、通学方法の変更について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

通学方法の変更について説明させていただきます。

資料4の1ページをご覧ください。

①番の通学の基本方針については、これまでと変わることはございません。

今回は②の通学方法について検討いたしました。

これまでの通学方法は、小学生は小中一貫校を中心に半径3km未満に地区公民館のある地区の小学生は徒歩通学とし、3km以上はスクールバス利用を原則としておりました。

この半径3kmと指定した理由は、文部科学省の、通学距離が小学生にあっては、概ね4km以内という指針です。

半径3km未満にある地区については、安全な通学路を確保するために、多少迂回したとしても、通学距離が4kmを超えることは少ないだろうという考えのもとで決めておりました。

ただし、3km未満の地区であっても、通学距離が4kmを超える児童については、個別対応として、遠距離通学申請を出していただき、地区の集合場所まで送迎していただく分、近くバス乗降場からバスを利用していただく等の対応をしております。

続いて2ページ目をご覧ください。

今回、東条学園小中学校がスクールバス運用から1年が経過したことから通学状況を検証いたしました。

(1) 検証方法は、①児童への聞き取り、②遠距離等通学地区保護者への聞き取り、③実際に児童が通学する様子、通学路周辺の明るさ等の現地調査、④1年生から6年生の保護者に対するアンケート等を実施いたしました。

その調査の結果、通学距離にかかわらず、様々な地区から出てきた意見としましては、熱中症への不安、少人数での登下校の不安、通学路の安全確保等の要望でした。

②遠距離通学の遠距離の徒歩通学地区の保護者からは、通学時間が長いことへの心配、熱中症や体調不良などへの不安、児童からは荷物が重く、長い時間歩くとしんどい、トイレに行きたくなったり、困ったことがあったなどの意見が寄せられました。

また、事務局では、日照時刻の最も早い時期に、遠距離通学地区の通学路を現地にて調査した結果、夕方の薄暗い中での登下校は危険であるということを確認いたしました。

これらの意見を整理すると、主に三つの課題が見られました。

(2) アンケート調査による検証結果をご覧ください。

①歩行距離が長くなるほど、体力面での負担が大きく、熱中症のリスクが高くなること。

②少人数での登下校における安全面の確保が必要であること。

③日照時間が短い時期は薄暗くなってから帰宅するため、危険であること。

①と②の対応については、持ち帰る荷物の調整、同じ方面に帰る児童と一緒に帰れるようできる限り通学路を集約する。さらに、見守り隊活動や、こども110番の設置などの対策を実施して参ります。また、地域、学校、加東市、加東警察など、関係機関と連携しまして、パトロールを強化するなど、不安が解消できるよう対応して参ります。

③の日没については、最も早い日没時刻の期間においても、日没前に帰宅できるように、また夏場の熱中症のリスクを避けるため、徒歩通学の距離を見直すことにいたしました。

通学方法の見直しについては別の者が説明を申し上げます。

(事務局)

それでは通学方法の見直しについて、事務局案をお話いたします。

先ほどご説明いたしました通り、東条学園の検証結果を受け体力面での負担や熱中症のリスク軽減を含め、日没までにすべての児童が帰宅できる徒歩通学の距離にすることが必要であると考えました。

資料4の3ページをご覧ください。

最も日没が早いところは、令和4年度、気象庁のデータによると、観測地点は西脇市ですが、12月上旬の16時48分です。学校を16時に出発しますので、48分以内に帰宅できる距離を算出しました。

事務局でいくつかの、遠距離通学地区の児童とともに歩き、その平均速度が時速3.9kmであったことから、それを基準に考えると、48分間歩いた時の距離は約3.12kmとなります。これに速さが遅い児童や道草等にも配慮し、児童の徒歩通

学できる距離を少し短くして、3 km 以内とします。

次に、先程ご説明した通り、これまで児童の徒歩通学距離も4 km以内、徒歩通学の地区は小中一貫校を中心に半径3 km未満に地区の公民館のある地区としていましたが、このたび児童による通学距離を3 km以内に変更したことに伴って、徒歩通学の地区を、小中一貫校を中心に半径2 km 未満に地区の公民館がある地区の児童を徒歩通学対象とし、半径2 km以上に地区の公民館がある地区の児童をスクールバス通学対象としたいと考えています。

資料4の4ページの地図をご覧ください。

青の円が小中一貫校を中心とした半径2 kmの円です。今回の変更に伴い、これまでのスクールバス対象地区に加え、青で地区名が囲まれている窪田、西垂水、鳥居、出水、東実、久米、上三草が新たに加わることとなります。

最後に、黄色で囲ってある地区が徒歩通学対象地区で、半径2 kmからはみ出している部分もある地区であり、事務局で調べたところ、山国、藤田に通学距離が3 km以上の場所に住宅があります。しかし今のところ開校時に2 km以上の範囲の児童は在籍していないことを確認しています。

今後、対象の児童が在籍することになった場合は、個別対応の対象となりますので、対応について、地区、学校とともに検討していきます。

なお、スクールバスの乗降場所について、4ページにある地図に書かれているスクールバスに関する情報は、前回お示したままになっています。スクールバスの乗降場所や運行ルートについては、今後、学校運営委員会、および本委員会で協議いただく予定です。

以上で、事務局からの提案になります。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは通学路の変更についてということで、東条学園の検証を踏まえてのご説明がありましたが、大きな変更がございますので、ご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

児童生徒の安全に関わることで、ご質問等あれば遠慮なく発言していただきたいと思います。

[異議なし]

(委員長)

それでは通学等の変更については以上とさせていただきます。

今、事務局から説明がございました通り、小学生は小中一貫校を中心に半径2 km未満に地区公民館がある地区の小学生は徒歩通学とし、2 km以上はスクールバス利用を原則とするという説明がございましたので、当委員会として決定したということではよろしいでしょうか。

詳細については、事務局の説明にあった通り、再度調整が必要なものにつきましては、学校運営委員会で調整をしていただくという説明もございました。

異議はございませんか。

[異議なし]

それでは地区公民館が小中一貫校を中心に半径2 km以上にある地区はスクールバス通学を原則とするということで当委員会の決定事項とさせていただきます。

これで協議事項は終了いたしましたので、事務局に進行をお願いいたします。

(事務局)

委員長、ありがとうございました。

それでは続いて事務局から今後のスケジュールをご説明します。

(事務局)

それでは今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

資料の5をお願いいたします。

令和5年度のところで、着色部分ですが、開校準備委員会では引き続き懸案事項の協議や報告を行っていく予定でございます。

専門委員会につきましては、学校運営委員会にて、先ほど説明した通り、スクールバスの変更に伴う通学の手段、バスの発着場等含めまして、再度ご協議をお願いしたいと考えております。

また、徒歩通学路につきましても令和4年度から引き続きになりますが今年度につきましてもご協議をお願いしたいと考えております。

また、校歌についてですが、令和5年度完成を予定しておりますので報告をさせていただけたらと思っております。

また、市教委学校PTAのところでございますが、標準服等の検討という形で、令和4年度から制服等の検討を行っておりますが、令和5年度に決定いたしますのでそちらにつきましても、開校準備委員会でご報告をさせていただきたいと考えております。

今後のスケジュールの説明は以上となります。

4 閉会

副委員長あいさつ

【資料名】

資料1 令和5年度 社地域小中一貫校開校準備委員会委員名簿

資料2 加東市社地域小中一貫校開校準備委員会設置要綱

資料3 社地域小中一貫校整備事業について

資料4 通学の基本方針・通学方法について

資料5 社地域小中一貫校開校準備委員会等教育施策・工程表

令和5年7月31日